住所　静岡市駿河区池田114番地1
鄭玉順　昭和52年7月5日生
住所　神戸市中央区下山手通3丁目15番19―901号
曽麒仔　昭和16年11月19日生
曽任月珍　昭和21年8月20日生
住所　兵庫県姫路市網干区津市場731番地1
ユオン・バン・アン・ミン　昭和63年7月12日生
住所　兵庫県姫路市延末455番地1
十閏錫　昭和46年6月27日生
住所　兵庫県加古郡播磨町宮西1丁目21番3―1号
金栄吉　昭和36年3月21日生
朴智恵　昭和42年8月12日生
金愛花　平成4年4月21日生
金敬秀　平成6年7月14日生

○外務省告示第百七十六号

平成二十五年四月二十六日にマプトで、ナンプラ州モナポ初等教員養成校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナンプラ州モナポ初等教員養成校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億二千四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年十月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　橋本栄治在モザンビーク大使
モザンビーク側　エドゥアルド・コローマ外務協力副大臣

平成二十五年五月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十七号

平成二十五年四月三十日にジャカルタで、インドネシア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　十五億円
3　署名者
日　本　側　鹿取克章在インドネシア大使
インドネシア側　ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十五年五月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十八号

平成二十五年四月三十日にジャカルタで、インドネシア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　五億五千万円
3　署名者
日　本　側　鹿取克章在インドネシア大使
インドネシア側　ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十五年五月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十九号

平成二十五年四月三十日にジャカルタで、インドネシア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　三億円
3　署名者
日　本　側　鹿取克章在インドネシア大使
インドネシア側　ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十五年五月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字上北山乙四八三、乙四九二の三、乙四九四の二、乙四九四の三、乙四九五、乙四九六、乙四九八から乙五〇〇まで、乙五〇二、乙五〇三の三、乙五〇四、乙五〇六の三、乙五〇六の五から乙五〇六の九まで、乙五〇六の一一、乙五〇六の一四、乙五〇八、乙五〇九の一、乙五一〇、乙五一二、乙五一四の一、乙五一四の二、乙五一八、乙五二三、乙五二四の一、乙五二五の一、乙五二五の三、乙五二六の一、乙五二八の一、乙五二八の二、乙五二九の一、乙五四二の一、乙五四三、乙五五九、乙五七二、乙五七四の一、乙五七四の二、乙五七四の四、乙五七四の五、乙五七五の一、乙五七五の二、乙五七六の一、乙五七六の二、乙五七六の六、乙五七九、乙五八一、乙五八四、乙五八六の一、乙五八七、乙五八八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字北山乙七八七、乙七八九の一、乙七九〇の二、乙七九四、乙七九五、乙八〇〇、乙八〇三の一から乙八〇三の三まで、乙八〇九の二、乙八一八、乙八二〇、乙八二一、乙八二三の一、乙八二三の二、乙八二六の一から乙八二六の四まで、乙八二八の一、乙八三〇の一、乙八三一、乙八三二の一、乙八三二の二、乙八三三、乙八三五の一、乙八三六の一から乙八三六の一二まで、乙八三八、乙八四〇の一、乙八四〇の二、乙八四一、乙八四三から乙八四五まで、乙八四七の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字五本杉甲四二〇五から甲四二〇七まで、甲四二〇九、甲四二一一から甲四二一四まで、甲四二二〇、甲四二七一、甲四二七二、甲四二七四、甲四二七七、甲四二八五、甲四三一一、甲四三二四の二、甲四三二六、甲四三三三、甲四三三六、甲四三四〇、甲四三五六の三、甲四三五六の五、甲四三六四の一、甲四三六五の二、甲四三六六、甲四三九四の一、甲四四八六、甲四四九三、甲四四九四、甲四四九六、甲四五〇六、甲四五〇九の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）